

平成24年第2回蟹江町議会定例会会議録

| | | | | |
|-------------|----------------------|------|-----|-------|
| 招 集 年 月 日 | 平成24年6月20日(水) | | | |
| 招 集 の 場 所 | 蟹江町役場 議事堂 | | | |
| 開 会 (開 議) | 6月20日 午前9時00分宣告(第4日) | | | |
| 応 招 議 員 | 1番 | 松本正美 | 2番 | 山田新太郎 |
| | 3番 | 安藤洋一 | 4番 | 高阪康彦 |
| | 5番 | 戸谷裕治 | 6番 | 伊藤俊一 |
| | 7番 | 中村英子 | 8番 | 黒川勝好 |
| | 9番 | 菊地久 | 10番 | 佐藤茂 |
| | 11番 | 吉田正昭 | 12番 | 奥田信宏 |
| | 14番 | 大原龍彦 | | |
| 不 応 招 議 員 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | | |
|--|-----------------------------------|----------------------|-------|-------------------------|-------|
| 地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名 | 常 勤 特 別 職 | 町 長 | 横江 淳一 | 副 町 長 | 河瀬 広幸 |
| | 政 策 推 進 室 | 室 長 | 伊藤 芳樹 | | |
| | 総 務 部 | 部 長 | 加藤 恒弘 | 次 長 兼 税 務 課 長 | 服部 康彦 |
| | | 総務課長 | 江上 文啓 | | |
| | 民 生 部 | 部 長 | 齋藤 仁 | 次 長 兼 保 險 医 療 課 長 | 犬飼 博初 |
| | | 次 長 兼 環 境 課 長 | 上田 実 | 次 長 兼 高 齢 介 護 課 長 | 佐藤 一夫 |
| | | 住民課長 | 村上 勝芳 | 子 育 て 推 進 課 長 | 鈴木 利彦 |
| | | 健康推進 課 長 | 能島 頼子 | | |
| | 産 業 建 設 部 | 部 長 | 水野 久夫 | 次 長 兼 土 木 農 政 課 長 | 西川 和彦 |
| | | まちづく り 推 進 課 長 | 志治 正弘 | | |
| | 上下水道部 | 次 長 | 絹川 靖夫 | 水道課長 | 伊藤 満 |
| | 消 防 本 部 | 消 防 長 | 鈴木 卓夫 | 次 長 兼 消 防 署 長 | 大橋 清 |
| | | 総務課長 兼 予 防 課 長 | 伊藤 啓二 | | |
| | 教 育 委 員 会 事 務 局 | 教 育 長 | 石垣 武雄 | 次 長 兼 教 育 課 長 | 鈴木 智久 |
| 本会議に職務 のため出席し た者の職氏名 | 議 事 会 務 局 | 局 長 | 松岡 英雄 | 書 記 | 伊藤恵美子 |
| 議 事 日 程 | 議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条) | | | | |

- 日程第1 議案第30号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第32号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第31号 蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第33号 蟹江町都市公園条例の一部改正について
- 日程第5 議案第34号 蟹江町道路占用料条例の一部改正について
- 日程第6 議案第35号 蟹江町火災予防条例の一部改正について
- 日程第7 議案第40号 町道路線認定について
- 日程第8 議案第41号 町道路線変更について
- 日程第9 議案第42号 町道路線廃止について
- 日程第10 議案第43号 海部地区急病診療所組合規約の変更について
- 日程第11 議案第44号 海部地区環境事務組合規約の変更について
- 日程第12 議案第45号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第13 発議第2号 憲法第9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書の提出について
- 日程第14 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 中村英子君

皆さん、おはようございます。

一昨日から台風の動向も心配されまして、本日9時の開会はどうかな、なんて思っておりましたけれども、スピード速く台風も抜けましたので、定刻よりご参集をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、平成24年第2回蟹江町議会定例会の最終日でございますので、皆様のご協力をお願いいたします。

皆さんのお手元に議会運営委員長報告書、各常任委員会の審査報告書、伊藤俊一君から一般質問にて請求のありました資料が配付されております。

また、防災建設常任委員の皆様のみですけれども、議案第41号の補足報告書が配付されております。各議員には平成24年第1回定例会会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いいたしたい思います。

ここで、河瀬副町長から行政報告の申し出がありました。これを許可いたします。

○副町長 河瀬広幸君

失礼をいたします。

議長のお許しをいただきましたので、ごみ専用袋の納入業者についてご報告申し上げます。

本6月議会の初日に開催されました全員協議会におきまして、経緯と状況を説明させていただきましたが、その後の状況と今後の対応についてご報告申し上げます。

まず、冒頭にこの件につきましては、議員各位に大変ご心配をおかけしていることをまずもって心からおわびを申し上げます。

さて、町全体の問題としてこの事実を真摯に受けとめまして、早速、調査委員会を設置いたしまして、経緯及び原因解明の調査に着手をいたしております。調査対象につきましては、まず、当該事項が平成23年度のごみ袋納入に係る案件ではございますが、経緯を踏まえまして、過去5年間、民生部環境課において、ごみ袋の取扱事務に携わった職員を対象に調査を行っております。

調査の内容につきましては、契約発注事務、納入確認、在庫の管理方法等を中心に聞き取り調査を行ったものであります。結果につきましては、ただいま現在調査中でございますので、その後の対応も含めまして、改めてご報告を申し上げたいと思います。

なお、佐藤化学工業の破産手続の件でございますが、代理人弁護士により、破産手続の申請中でしたが、6月14日付で名古屋地方裁判所から、破産手続を開始したとの通知文書が送付されましたので、町の顧問弁護士と相談をし、破産管財人に対して、債権届出書を提出し、引き続き債権確保に努めてまいりたいと思います。

以上、ご報告申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 中村英子君

これで行政報告を終わります。

○議長 中村英子君

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、本会議を一たん休憩し、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長 菊地久君お願いいたします。

それでは、本会議を暫時休憩といたします。

(午前 9時04分)

○議長 中村英子君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時00分)

○議長 中村英子君

ここで、15日に開催されました議会運営委員会の協議結果と、先ほど開催されました協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 菊地久君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 菊地 久君

議長の指名によりまして、議会運営委員会の報告をさせていただきたいと思います。

6月15日に開催をいたしました議会運営会の協議結果の報告を申し上げます。

最初に、意見書の取り扱いについてであります。意見書はここに資料として出されておりますので、ご一読願いたいと思います。

平成24年第2回定例会に提出された意見書17件の意見書の取り扱いについて協議をいたしましたところ、採択することになった意見書は1件でございました。

ア、この皆さんにお配りしております、見ていただきますとわかります。アというところでは、「憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書」でございました。

この1件は、全会派の賛同が得られましたので、本日議員提出議案として上程し、採択することになりました。次に、不採択にすることになった意見書は15件でございました。内容につきましては、お手元の配付資料アからソでございまして、お目通しをお願いいたします。

この15件については、全会派の一致を見ることはできませんので不採択となりました。

なお、継続審議することになった意見書は、ア「原発から速やかに撤退し、再生可能エネルギーの開発と普及を求める意見書」1件であります。

次に、第3回定例会(9月)の日程が決まりました。委員会報告書に添付されているとおりでございまして、よろしくお願いを申し上げます。

次に、その他についてであります。議会運営委員会で出された案件、議会基本条例について議員総会で方向性を決めるということになりましたので、本日終了後、協議会室へお集まりください。

以上がご報告であります。

続きまして、本日突然でありますけれども、議長から議会運営委員会をぜひ開催してもらいたいという要請がございましたので、議会運営委員会を行いました。

まず、本日の協議事項につきましては、議長からの発議でございまして、不穏当発言の取り扱いについてであります。不穏当発言の取り扱いはどのことか申し上げますと、皆さん方に書いてありますが、きちんと書いてから出せばいいわけですが、緊急を要しておりましたので、私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

議長から出されましたのは、山田新太郎議員の発言につきまして、いろいろと議事録をひもといていきましたところ、ここに添付されております山田新太郎議員と書きまして、「では議長のお言葉がありましたので」をずっと読んでいただいていって、最後に書いてあります黒く塗ってありますが、「あなたが学歴詐称をしたと蟹江町じゅう言って歩きますが、それは許さざるを得ませんよ」というようなことであります。

この件について議長から、これは不穏当発言になるのではないかというようなことで、ぜひ、削除をすべきだと思ふというようなご意見等がありました。それにつきまして、委員会といたしましては、議長は議長の思いもありましようし、議事整理権の中で出される言葉と思ひますけれども、議会運営委員会としての思いというのは、大変長い、12月からこの問題はいろいろと出されておまして、6月議会でも今回出されました。再度出されましたし、ではまた、次から次へと1年じゅうこの問題がずっと出るんでしょうかねとかね、いや、この問題についてはどうなのかという、これからの問題のご心配等々も出されておったことは事実であります。それらを踏まえて、個人的な発言がどうこうという細かいことよりも、議会運営委員会としてこの問題について、どのように問題をとらえ、どうしたらいいのだろうか、これがやっぱりポイントでございまして、委員会の委員の皆様方の意見がいろいろと出されましたけれども、最終的に集約することといたしまして、議会運営委員会としては責任を持って、この問題の解決に当たると、解決というか、この問題について本人ともいろいろと話を進めていきたいと。委員長がそのことについて責任を持って、今後折衝を進めると、こんなことをお任せいただきました、そういうことであります。

続いて、そこで休憩をさせていただいて、委員長として、山田委員にこの旨を議会運営委員会の委員のそれぞれの思いをお伝え申し上げたところであります。

その後、議長は議長という職務の中で、この不穏当発言と思われる部分については削除を求めていくというようなお話でございましたので、その後は議長が山田議員とお会いをしまして、お話をすることになったわけでありまして、あとは、議長のほうから、議長は議

長としてのお話をどうされたという報告は後で議長からお聞きをいただければ、おわかりかと思えます。

運営委員会としては、こういう旨をお互いに了解をし合って、物事をまとめていきたい。こう思っておりますので、今後ともよろしく願いたします。

ありがとうございます。

(9番議員降壇)

○議長 中村英子君

ありがとうございました。

ただいま、運営委員長から運営委員会の報告をしていただきました、その報告の中に発言問題につきまして、議長は議長の職務として、これに対応するというのでありますので、少し申し上げたいと思えます。

去る6月15日の山田新太郎君の一般質問、1問目の質問中、その一部に威嚇や脅迫に匹敵するような不穏当発言がありました。当日のテープから活字を起し、確認しましたところ、発言が大変不穏当であるということを私も思いましたし、本日の議会運営委員会の中でも発言自体は不穏当という認識の方が多かったというふうに考えております。

そこで、議会運営委員会開催後に本人に不穏当部分について、本人自身がみずから取り消されるようにお伝えをし、促しましたけれども、それを取り消す意思はないという回答でありました。そこで係る不穏当発言について、改めて山田新太郎君に申し上げます。

お手元に当日のテープから活字にしたものを配付しておりますので、ごらんいただきたいと思えますけれども、網かけのついている部分、「あなたが学歴詐称をしたと蟹江町じゅう言って歩きますが、それは許さざるを得ませんよ」の部分の不穏当と認め、山田新太郎君みずから取り消されますよう議場において、再度勧告をいたします。

以上です。

(「議長」の声あり)

どうぞ、黒川勝好君。

○8番 黒川勝好君

8番、黒川でございます。

ただいまの議長の発言につきましてですね、今、資料をいただきまして、この色で塗った言葉がいけないということで、削除ということをおっしゃったわけですが、私、個人的な意見でございますが、新太郎さんも腹をくくって真剣に自分の政治姿勢を貫いてやられた、その一言、言葉がこの中に入っていったということでありまして、恫喝とかそういうこと言われたわけですがけれども、今の議長の発言が、逆に僕は恫喝のように思うわけですね。

そういう発言は、僕は非常にこれからの我々議員活動やっていく上で、一般質問する上で非常に妨げになる今の言い方だと思うのですが……、そこのところを。

○議長 中村英子君

私としては、発言は妨げる気はありませんけれども、議会としての基本的なルールは守っていただきたいと、そういうことで、勧告をしているだけでありますので、それは……。

(発言する声あり)

いいえ、命令ではありませんよ。

それで、命令ではないので、そのように勧告をさせていただいております。

以上です。

本日の議事日程はお手元に配付の通りでございます。

○議長 中村英子君

日程第1 議案第30号「住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」

日程第2 議案第32号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を一括議題といたします。

本2案は、総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 松本正美君、ご登壇ください。

(5番議員登壇)

○総務民生常任委員長 松本正美君

それでは、総務民生常任委員会に付託されました2案件につきまして、去る6月7日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず初めに、議案第30号「住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、人口や世帯数を公表する場合は、どのような仕方をするのか、また、住民票に国籍等が記載されるようになるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、7月9日以降、外国人の人口、世帯数を分けずに一本化する。また、住民票の中に、国籍、在留期間、在留資格が記載されるという内容の答弁がありました。

次に、転出する際の住民票の取り扱いはどのようになるのか、という内容の質疑がありました。

これに対し、日本人と同じように、転出証明書を発行し、在留カードを持って転入転出することになるという内容の答弁がありました。

次に、外国人を役場職員として雇用した実績はあるのか。また今後、雇用する場合、問題点はないのかという内容の質疑がありました。

これに対して外国人を雇用した実績はない、今後在留カードを住民基本台帳により、身元

の確認ができるので、必要であれば、外国人臨時職員の採用も考えていくという内容の答弁がありました。

次に、研修会や勉強会を開催するののかという内容の質疑がありました。

これに対し、あらゆる分野に係ることなので、条例が可決されたら民生部を中心に研修会を開催し、それぞれの窓口を含めて対応するという内容の答弁がありました。

次に、該当する外国人に対しての言語の対応ができるのかという内容の質疑がありました。これに対し、7カ国語の通知文を作成し、該当する外国人の母国語と日本語で案内をしている。来庁された場合は、英語のできる職員が対応するという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく議案第30号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」でございます。

審査に入ったところ、この条例改正に該当する住民がいるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、東日本大震災被災地から転入し、国保に加入される方が2世帯5名いるが、被災居住用財産を所有しているのかどうかは確認していないという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく討論を求めたところ、討論もなく議案第31号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

なお、委員会に付託されました案件終了後、その他といたしまして、所管事務調査の質疑を認め、理事者より答弁を受けました。

一つは野良猫の問題、もう一つは、町主催の町内一斉美化清掃におけるけがの問題であります。

まず初めに、動物愛護という立場から、野良猫について役場に相談があった場合、どう対応しているのか、また、野良猫が子供を産んでしまったという相談に対して、役場はどう対応しているのかという内容の質疑がありました。

これに対して、野良猫については役場で対応できないので、愛知県動物保護管理センターに相談してくださいという対応をしている。また、野良猫が子供を産んだ場合についても、動物保護管理センターを紹介するという内容の答弁がありました。

次に、町民が困っている身近な問題をどうしたらよいのかという思いが、全然ない、三重県では条例も制定し、また町内会が野良猫対策をしている団体や避妊手術の補助をしている団体もある、町として今後検討する考えはないのかという内容の質疑がありました。

これに対して、先進地のことを十分に調査し、適切にアドバイスできるように体制を整えていきたいという内容の答弁がありました。

次に、町内一斉美化清掃の所管は、またけがをした場合の責任はという内容の質疑がありました。これに対し、町内一斉美化清掃の所管課は環境課である。清掃時のけがについては

総務課が管理している。全国市町村総合賠償保険に該当になる場合もあるし、ならない場合もあるという内容の答弁がありました。

次に、事故があった場合、担当窓口が原因や事情を確認するのが一般論ではないか。事故があった場合の対応がなっていないという内容の質疑がありました。これに対し、初動の不手際を大変に申しわけなく思っている、主管課にきちんと対応させ、保険が適応するのであれば、早急に対応させていただきたいという内容の答弁がありました。

以上、報告にかえさせていただきます。

大変にありがとうございました。

(5番議員降壇)

○議長 中村英子君

以上で委員長を終わりますが、議事運営について山田新太郎さんご意見がおありでしたら。山田新太郎君。

○2番 山田新太郎君

議長には大変迷惑かけていることは重々理解できましたので、どうもありがとうございます。

それですね、重大なことになってくるおそれがあると思いますので、私なりに確認をさせていただきます。

まずですね……。

○議長 中村英子君

議事運営について申し上げてもらいたい。

認める、認めないは言ってもらわなくていいです。本日中のことですので、それはありません。ただ、お願いしますということだけですので、ありませんので。

議事運営に関しての発言を許可します。

○2番 山田新太郎君

僕は別に、中村議長を責める意思はありません。

それですね、やっぱり僕の一番大切にしたいと思ったのは、明治憲法のもとですね、表現の自由、保障されていたけれども、制限されたわけですよ。

○議長 中村英子君

ちょっと申しわけないのですけれども、釈明……。

○2番 山田新太郎君

まずね、今言われたこれを取り消したらどうですかと言われましたので、まず、法的根拠ですね、私知りませんので、何法の何条ということをまずお示し願いたい。

それと、ぜひ議長名と局長名を書いていただきたい、日にちと。

(「議長」の声あり)

○議長 中村英子君

菊地久君。

○9番 菊地 久君

暫時休憩をお願いします。

○議長 中村英子君

休憩の動議が出ましたが、休憩することについて賛成の方はいらっしゃいますか。

(発言する声なし)

○議長 中村英子君

休憩の動議は否決されましたので、ありませんので。

山田新太郎君。

(「休憩せないかん、休憩」の声あり)

休憩の動議が出ましたので、休憩することに皆さんにお諮りしております。休憩についてお諮りしておりますが、それについて……

(「休憩せないかん」の声あり)

いえいえ、ありませんので、休憩することに賛成かどうかということをお諮らなければいけませんので。

伊藤俊一君。

○6番 伊藤俊一君

休憩してください。

○議長 中村英子君

2人言ったら動議が終結しますので、休憩をいたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時22分)

○議長 中村英子君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時43分)

○9番 菊地 久君

9番 菊地でございます。

議長の報告と同時に、山田議員のほうから議事運営ということで、質問が出てきたわけがありますけれども、どういう質問か、よく私もわからなかったわけがありますけれども、よく理解ができませんけれど、議長のおっしゃったことについて、何か不備みたいな思いがあったのかなと思っておりますが、何ら不備を感じられんと思うのですよ。

私はこういうふうに議長がおっしゃったことは運営委員会にしろ、いろんな経過で頭の中に入っちゃっておるわけでございますけれども、山田議員に対しまして議長から、今後こう

いう問題については気をつけてくださいねと、こういう注意勧告をされた。こういうふう
に理解をしておるわけでありまして、当然、そういうふうには議長がおっしゃったというふう
に思い込んでおりますので、私はそういう思いの中で、何か誤解を招いたりなんかして、お
かしくなるといけませんので、そういう理解をいたして何とかこの件については、終止符が
打たれるものと信じておりますので、あとはよろしく願いいたしまして、私の議事運営に
ついての、ちょっと議会をとめて申しわけありませんでしたけれども、後で悔いが残ってはい
けませんので、この問題については議会運営委員会委員全員と、委員長が責任を持って今
後解決をすとお約束したとおり、きちんとやりたいと思っておりますので、よろしく願
いを申し上げます。

○議長 中村英子君

ありがとうございます。

引き続き、議事に入らせていただきますが、ただいまの委員長報告の中で松本委員長。

○総務民生常任委員長 松本正美君

今、委員長のほうから許可をいただきましたので、先ほどの委員長報告の中で、議案第32
号と言わなければいけないところを31号と言いましたので、ここを訂正していただきたいと
思います。

大変申しわけなく思います。

どうかよろしく願いいたします。

議案第32号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

よろしく願いいたします。

○議長 中村英子君

ただいま字句の訂正について、委員長より発言がありましたので、これを認めますのでそ
のようにお願いをしたいと思います。

それでは、委員長報告の質問に入らせていただきます。

日程第1の議案第30号「住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第30号を採決いたします。

お謀りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第32号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

続きまして、日程第3 議案第31号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」から、

日程第4 議案第33号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」

日程第5 議案第34号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」

日程第6 議案第35号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」

日程第7 議案第40号「町道路線認定について」

日程第8 議案第41号「町道路線変更について」

日程第9 議案第42号「町道路線廃止について」

までの7議案を一括議題とさせていただきます。

本7案は防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 奥田信宏君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○防災建設常任委員長 奥田信宏君

防災建設常任委員会に付託されました7案件につきまして、さる6月7日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果について、ご報告を申し上げます。

最初に、議案第31号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、水道事業布設工事管理者の3条、4条の資格を持っている職員はいるのかという内容の質疑がありました。これに対し、現在、補佐1名が持っているとの答弁がありました。

次に、資格基準が難しいが、今後職員が免許資格を取る予定はあるのかという内容の質疑がありました。これに対して、管轄は津島保健所で、人事異動などで変更があれば、履歴書をつけて届け出を行う。また、人事配置にも資格基準を加味してもらうようお願いしてあるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第31号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、順番をかえ、議案第35号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題といたしました。審査に入ったところ、電気自動車は、町内のどこで充電できるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、現在、急速充電施設は2カ所あり、中央道の日産とピアゴ蟹江店の南西角にあるとの答弁がありました。

次に、急速充電施設の使用料金はという内容の質疑がありました。これに対し、日産は会員であれば無料、その他の場合は、525円が必要である。ピアゴは無料であるとの答弁がありました。

また、急速充電施設は危険物に入るのかという内容の質疑がありました。これに対して、急速充電施設は、対象火気設備であり、火災予防条例で規制されるが、危険物には入らないとの答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第35号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、今まで自動販売機はどういう許可をして設置していたのかという内容の質疑がありました。

これに対して、今まで占用物件という形で公園の中に自動販売機を置き、占用料として料金を徴収していた、との答弁がありました。

次に、都市公園における自動販売機の設置も入札になるのかという内容の質疑がありました。これに対し、公園の場合は、公募という形をとるが、一番高い金額を提示したところと契約するので、入札と基本的には変わらないとの答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第33号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」を議題といたしました。

質疑を求めたところ、質疑、討論もなく、議案第34号は全員賛成で可決すべきものと決し

ました。

次に、議案第40号「町道路線認定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、区画整理事業の中の道路を認定するののかという内容の質疑がありました。これに対し、今回認定を予定しているのは区画整理外であるとの答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく議案第40号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号「町道路線変更について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、路線変更するハウジングセンターに入る道路に通行道めのくいが打ってあるかどうかという内容の質疑がありました。これに対し、平成5年ごろ土地改良区の工事が完了し、町道認定をした。認定後にハウジングセンターが来て、通行道めのポストを設置したとの答弁がありました。

次に、町道なのに、勝手に通行道めのポスト（くい）を設置したのかという内容の質疑がありました。これに対し、ポストの設置は、当時、協議された上での措置だと思ふとの答弁がありました。

次に、今さらなぜ町道路線変更をするのかという内容の質疑がありました。これに対して、土地改良関係のところをすべて精査したところ、このような状態のところが見つかった、以前からの経緯とあわせ、現在の利用状況を踏まえた認定とするため、今回町道路線変更を上程したとの答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、補足というところで、土地改良区とハウジングセンターとの経過を等委員会へ後日報告してもらおうということで、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第41号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号「町道路線廃止について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、日光川の川東が廃止となり、新たにおりる場所がつかられないかという内容の質疑がありました。これに対して、おりる場所はなくなるが、日光大橋が完成するときには、道路ができる予定があるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ討論もなく、議案第42号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(12番議員降壇)

○議長 中村英子君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第3 議案第31号「蟹江町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入りま

す。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第33号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第34号「蟹江町道路占用料条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第6 議案第35号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」の委員長報告に対する
質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。
これより議案第35号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第7 議案第40号「町道路線認定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。
これより議案第40号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第8 議案第41号「町道路線変更について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。
これより議案第41号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第9 議案第42号「町道路線廃止について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第10 議案第43号「海部地区急病診療所組合規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第11 議案第44号「海部地区環境事務組合規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第12 議案第45号「愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第13 発議第2号「憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

奥田信宏君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○12番 奥田信宏君

発議第2号「憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書の提出について」

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成24年6月20日提出。

提出者、蟹江町議会議員、奥田信宏、同、高阪康彦君、同、松本正美君、同、菊地久君、同、伊藤俊一君。

原案を朗読によって提案にかえます。

憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則の厳正遵守することを求める意見書（案）。

憲法前文に「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とし、第9条に戦争放棄と、戦力及び交戦権の否認を定めている。そして、平和的生存権は日本国憲法の特徴であるとともに、すべての基本的人権の基礎です。

それは、名古屋高等裁判所が2008年4月17日判決で、「憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や戦争の準備行為等によって個人の生命、自由が侵害され、または、侵害の危機にさらされるような場合」をあげ、平和的生存権の具体的権利性を例示しております。

平和的生存権を基底的権利として、生存権（25条勤労権）27条などがある。日本が世界で唯一の核被爆国であり、「原子爆弾の出現」が広島、長崎を繰り返すなどした日本国憲法の原点ともなった。1972年の沖縄返還に当たって核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を国是としていた。ところが、いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書において、日米両国間には核搭載艦船の寄港が事前協議の対象か否かにつき、明確な合意はないが、解釈の違いを確認することなく、あいまいなままにしておく「暗黙の合意」という広義の密約が存在していたのである。

これを受け、政府が過去の見解である「事前協議がなかった」という説明から、「核を搭載した艦船の寄港はなかった」という説明を「なかったとは言い切れない」と変更した。

名古屋港、三河港を抱え自衛隊小松基地を抱える愛知県では、これまでに、入港した艦船を始めとして、「なかったとは言い切れない」とされては、多大な不安と動揺を与えるもので、まことに憂慮すべき事態である。よって、蟹江町議会は国において、蟹江住民の不安の解消と生命の安全確保のため、下記の事項を実現するよう強く要望する。

- 一 憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすこと。
- 二 非核三原則を厳正に遵守すること。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

平成24年6月20日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、外務大臣。

以上であります。ご審議をよろしくお願いいたします。

（12番議員降壇）

○議長 中村英子君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 中村英子君

日程第14 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定をいたしました。

○議長 中村英子君

以上で、本定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成24年第2回蟹江町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

(午前11時10分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

中村英子

8番 議員

黒川勝好

9番 議員

菊地久